

(様式第4号)

上田市社会教育委員会議 会議概要

1 審議会名	第9期第3回社会教育委員会議
2 日時	令和5年9月11日 午後3時30分から午後5時20分まで
3 会場	市役所南庁舎 5階 S503会議室
4 出席者	宮下俊哉委員(代表)、山崎順子委員(代表代理)、小山ひとみ委員、清水洋幸委員 滝澤共子委員、西澤むめ子委員、上野勝裕委員、小平千文委員、滝澤正幸委員
5 市側出席者	上原生涯学習・文化財課長、久保田人権同和教育政策幹、星野中央公民館長 木嶋西部公民館長、滝澤城南公民館長、馬場上野が丘公民館長、遠藤塩田公民館長 大森川西公民館長、小林丸子公民館長、松木真田中央公民館長、若林武石公民館長 中村青少年係長、横田生涯学習係長
6 公開・非公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 ・ <input type="checkbox"/> 一部公開 ・ <input type="checkbox"/> 非公開
7 傍聴者	0人 記者 0人
8 会議概要作成年月日	令和5年9月19日

協議事項等

1 開会

2 あいさつ(宮下代表)

3 会議事項

(1) 自治会連合会提案の「市等が自治会に依頼する各種委員の見直し」について

・資料に沿い、生涯学習・文化財課長から「自治会連合会から提案された見直しの内容」と「市の見直し案について」概要を説明

(委員) 質疑無し

・資料に沿い、中央公民館長から「公民館の組織・活動の見直しについて」、人権同和教育政策幹から「地域の人権同和教育事業の見直しについて」、生涯学習・文化財課長から「地域の青少年育成事業の見直しについて」説明

(委員) 分館役員に対する報酬があったと思うが、今どうなっているか。

(事務局) 上田市から委嘱した分館役員には年額の報酬が出ている。

(委員) 分館によっては分館主事が複数いる場合もあるのではないかとと思うが、報酬はどうなっているか。また、分館長以外の役員が任意となった場合、報酬はどうなるのか。

(事務局) 自治会長への推薦依頼は各役員一人を依頼している。今後、分館長以外の役員が任意になった場合であっても、副分館長や分館主事が選出された際には報酬の支払いは継続していきたい。

(委員) アンケートでは、分館長と分館主事は大体の分館にいるが、副分館長はいないところもある。どこもみんな揃えてではなく、分館の規模によってそういうかたちにしていくという考え方で良いのではないか。

(事務局) 各自治会によって人口規模が異なり、行事の規模も変わってくる。また行事の数も異なる。必ずしも全分館に同じ数の役員が必要かという、そうではない分館もあると認識している。

(委員) おそらく、10年20年すると分館活動どころか自治会活動も非常に厳しい自治会が出てくるのではないかと。そういう意味で、見直しというのはこういうかたちで進んでいくのではないかと。

(委員) 公民館の必要性というところも、これからの地域ですごく大切だと思う。分館もその地域、地域に合ったかたちで頑張っていていっていただきたい。

(委員) 公民館活動は、おまつり、行事など地域をつなげる行事がたくさんある。コロナ禍でそ

ういったものが希薄化していく中で、だんだん再開させている。ただ、公民館だけではないが、地域の担い手が高齢化していく中で、今までの事業継続は難しい。だが、全く無くしてしまう、全く今までと違う活動にしていくということではなく、負担軽減しながら、縮小したとしても、今までどおりつながりが途絶えないようにそんな考え方で続けていってほしい。

(委員) 地域の中での活動はすごく大事。そうはいっても面倒くさかったり煩わしかったりするので、コロナのときに結構規模を縮小し、なんかこれでできるんだったらこれでいいじゃんといった雰囲気もある。ただ、子どもの育ちや地域のつながりという面ではすごく大事。公民館の審議会でもあったが、役員が減るとできることも少なくなってしまう。分館長は必置で、副分館長や分館主事は任意となった場合に、伝え方が大事になる。いなくてもよいというニュアンスでは、余裕のある大きな自治会でも選任せず、かえって地域行事や運営面で大変な事になる。うまく伝われば、大変なところは少なくともよいのではと思う。

(事務局) 分館役員を選ぶのが大変だからすぐに減らせばいいということでは、その地域の活動に対する一人当たりの負担が増えてしまう。自治会連合会に対する回答については、分館長以外は任意という回答になるが、各公民館での説明会、会議等では役員を減らすだけでは行事開催等が大変になるというようなこともニュアンス的に伝えられるようにしたい。

(委員) 分館によっては、副分館長が分館長にスライドする等のやり方をしているところもあると思う。また、大きな自治会では、分館三役の3人という枠組みではなく複数の役員というかたちもあるのではないかと思う。けれど、市から出る報酬はここまでと決まっている。市から報酬が出る役員はここまでだが、分館役員は各自治会で判断できるといった話をしているかたちと混同してしまうのではないか。

(事務局) 分館役員の選出については、分館主事として現場を経験してから副分館長、分館長というかたちで選出されているところも多いと聞いている。

規模が大きい自治会については、現状でも文化部長や厚生部長、体育部長等の自治会役員が分館役員と協力している状況もあると思うが、そうした役員は自治会から報酬が出ている場合もある。分館長、副分館長、分館主事というかたちで選出された場合は分館役員報酬でカバーしていきたい。

(委員) 令和6年度から人権同和教育推進員を廃止し委嘱はしないということで、自治会、分館における学習活動を再構築するとあるが、どのようなことをイメージしているか。

(事務局) 仮称だが、地域における人権学習会ということで、各自治会の意向をおうかがいし、これまでどおり地区の公民館を会場として講師を呼んだり、DVDを見てワークショップを行う。また、自治会の人数が少ないというようなところは、いくつかの自治会が集まって合同で懇談会を行う。といったものを考えている。

(委員) 自治会で懇談会を行っている地域は多いのか。

(事務局) コロナ前はほぼ100%近い自治会でやっていた。コロナ禍では、自治会活動全体ができない中で実施していないところもあった。今年からまた徐々にやっていたい。

(委員) 自治会に全部お任せしてしまうと、だんだん人権を学ぶ機会が少なくなってしまうのではないか。

(事務局) これまでは人権同和教育推進員さんに担っていただいた部分であり、役職を置かないとなると今までどおり実施していくことは難しい。意向調査をしていく中で、自治会の窓口になってくださる方と公民館の社会教育指導員とで相談しながら進めていくかたちになるかと思う。

(委員) 人権については、学びが充分でないと感じることもあり、役職で学習会に参加することで、気づくこと、考え方を考えることもある。そうした意味で、推進員さんを完全に廃止してしまっても良いのかという心配がある。

(事務局) 推進員さんが自主的に地域の人権同和教育を推進してくださるという点でいえばそうだが、やったださるという意向があるところのみにはなるが、地域の人権教育が後退することがないように内容については充実したものにしていきたい。

(委員) 後退しないようにお願いしたい。

(委員) 実施意向調査はどのような内容になるのか。

(事務局) 現在、各公民館から各自治会、分館に来年度の方向性についておうかがいしている。内容としては、来年度人権学習会の実施について予定の有無。また、実施予定の場合は、これまでどおり自治会単位で実施か、複数自治会で合同実施を希望するかという内容をおうかがいしている。

(委員) 人権同和教育推進員は廃止するとしたうえで、各分館へ人権学習会の開催について意向をお聞きしても難しいところがあるのではないかと。各分館ではなく、公民館で魅力のある講師をお呼びし、皆さんが参加したい、参加しやすい内容のものをやっていくというようなことをしていかなければ続いていけないのではないかと。

(委員) 各公民館主催で地区市民集会や講座等を実施しているので、各自治会が住民の皆さんに公民館主催の講座等への参加を促していく方向で継続していく事は充分可能に思われる。

(委員) 人権同和の同和の表記は不要ではないかとアンケートの回答があるが、考えた方が良いのではないかと。

(事務局) 人権同和教育推進員は廃止となるので、同和の表記はなくなるが、同和教育に関しては、依然としてまだ非常に重要な課題で、国民的課題と言われていることから、市として力を入れて取り組んでいくことを示すことも含め、組織名に使用している。

(事務局) 意向調査にあわせて各分館・自治会には市の考え方や方針の説明を行うが、それだけで理解していただくことは難しい。公民館に分館役員が集まる機会等に、市の人権同和教育に関する考え方・方針、最近の人権に関する問題等を紹介することで、地域で様々なかたちで取り組んでいただけるよう、地域の皆さんと進めていきたい。また、自治会での学習会がなかなかできなかった場合は、公民館主催の講演会や地区市民集会への参加を促し、少しでも理解を深めていただき、地域での学習会の開催につながるような取組をしていきたいと考えている。

(委員) 役職を減らしていくという方向性はとても大事。人権に関して、差別に気づく、自分自身の心の中にある差別の心をどのように考えていくかということは、非常に重要な事だと思う。自分の地元の自治会懇談会のことを考えても、今のかたちを続けていくよりも、魅力ある講師の講演会を開催する、もしくは、様々な方法で情報発信を行い、とにかく人権同和教育に関わる情報に触れる機会をより多くするといった方向性が大事。すごい会をやるというよりも、人権課題に触れていく機会を多くしていくという発想の方が良いのではないかとと思う。

・資料に沿い、生涯学習・文化財課長から「少年補導委員の組織・活動の見直しについて」概要を説明

(委員) 今、主に行われている見守り活動について、具体的などころをお聞きしたい。

(事務局) 本来業務として一番力を入れているのは、地域にある店舗、遊興施設等を訪問して、有害図書の販売等、業界ごとの規制を守っているか確認するチェック活動を月 1 回行っている。地域ごとに例えばパチンコ店、コンビニ等訪問する店舗を決め、警察の抜打ち検査のようなものではなく、健全育成に御協力をいただいているお店かどうかということを確認している。また、地域によっては駅や公園等の見回りをしている。以前は、見回りの際に子どもに会うことが多かったが、最近子どもたちに会うことはあまりないと聞いている。た

だ、少年補導委員が見守り活動をしていないときでも、親御さんと一緒であったり、また塾帰りにといったかたちで店舗等へ出入りする機会があり、見守り活動をすることで、地域全体として子どもたちを見守る、青少年の健全育成に協力する機運を醸成するための働きかけをしている。

(委 員) 少年補導委員の名称を変更して存続していくということだが、今後の名称の候補などはあるのか。

(事務局) 「補導」は現状に馴染まないということで、市民の方が名称を見たときに活動内容が連想できるものが良いと考えている。ただ、行政だけで決めるというよりは、活動をしている少年補導委員の皆さんがどのような活動にしていきたいのかというところから考えていきたい。「見守り」という言葉が入ることが一番わかりやすいかと思うが、今後検討していく。

(委 員) 以前は有害図書の自動販売機の見回りをしていた。今はスマホ等で情報が得られるため販売機はなくなっている。

(事務局) 以前は、ある地区で、自治会等関係団体の長と署名入りの要望書を業者等に送り続けて、有害図書の自動販売機を撤去してもらったことがあった。地域として見守り活動を行うことで、そのような成果を収めていることもある。ただ、担い手不足に伴う負担の軽減というところでは、少年補導委員の人数や活動の頻度を少なくする等、現状に合わせた取り組み方をしていかなければいけないと考えている。

・資料に沿い、生涯学習・文化財課長から今後の日程、進め方について説明

4 その他

- ・ 視察研修について
- ・ 配布した資料について
- ・ 次回日程について

5 閉 会